

## 第47回 福島県文学賞作品募集要項

1. 趣 旨  
県民から作品を公募して優秀作品を顕彰し、地方文化の発展と本県文学の振興をはかる。
2. 主 催  
福島県教育委員会・福島民報社
3. 募集作品の部門および規格

部 門	枚数または作品数	規 格
小 説	小 説 (一般・青少年)	400字詰原稿用紙で30枚以上100枚以内のものとする。
	戯 曲 (一般・青少年)	400字詰原稿用紙で45枚以上100枚以内のもので40分から60分程度で上映、上演できるもの。
詩	一 般	10篇以上
	青 少 年	5 篇以上
短 歌	一 般	50首
	青 少 年	20首
俳 句	一 般	50句
	青 少 年	20句

- (注) (1) 複教の部門に応募できるが、1人1部門につき1作品とする。  
 (2) 当文学賞の授賞発表より前に、他の文学賞で入賞したものについては、選考の対象外とする。  
 (3) 青少年とは20歳未満(締切現在)で中学生以上の者とする。また、青少年は一般の部にも応募することができるものとするが、その場合は一般の規格に合った作品を提出するものとする。  
 (4) 上記の規格に合わない作品は選考の対象外とする。

4. 応募資格  
県内在住者および県内の学校・事業所等に在籍・勤務する者。ただし、学生・生徒については県外勉学中の県人を含む。

5. 応募方法
  - (1) 応募作品は、表紙をつけ、作品題、氏名を明記し、必ず5部(コピーも可)提出すること。
  - (2) 応募作品の5部すべての末尾に、次の事項を記載した用紙を添付すること。
    - ①応募部門(一般・青少年の別も記入すること) ②作品題 ③氏名(ペンネームの場合は、本名も記入すること。いづれにもふりがなをつけること) ④生年月日および年齢 ⑤住所 ⑥電話番号 ⑦職業(勤務先、学校名等)
    - ⑧ 文学歴(県文学賞受賞歴) ⑨所属等 ⑩400字詰原稿用紙に換算した枚数(小説部門のみ)
  - (3) 点字作品は翻訳(ペン書等)して応募すること。
  - (4) 応募作品は返却しない。
  - (5) 応募作品は県文学集に登載することがある。

6. 送 付 先  
福島県教育庁文化課内「県文学賞係」 〒960-70 福島市杉妻町2-16

7. 賞 の 種 類  
4部門ごとに「文学賞」「準賞」「奨励賞」および「青少年奨励賞」を授与する。  
ただし、(1)すでに「文学賞」を受けた者は、同一部門において授賞の対象としない。  
(2)「準賞」「奨励賞」を受けた者は、同一部門において同一の賞は授賞の対象としない。上位の賞は授賞の対象とする。  
(3)「青少年奨励賞」は青少年の部を対象とする。すでに受けた者は、同一部門において授賞の対賞としない。

8. 締 切 期 日 平成6年7月29日(金)(必着)
9. 発 表 式 平成6年10月中旬(入賞者は本人あて通知するとともに、報道機関を通じ公表する。)
10. 授 賞 式 平成6年11月3日(木)「文化の日」

11. 審 査 委 員
 

岩 間 芳 樹	木 村 幸 雄	村 上 節	
菊 地 貞 三	有 我 祥 吉	榎 さわ子	
森 岡 貞 香	大 庭 新 之 介	市 来 勉	
金 子 兜 太	藤 村 多 加 夫	目 黒 十 一	